

信州大学教職支援センターと長野県松本美須々ヶ丘高等学校との
連携に関する覚書

信州大学教職支援センター（以下「甲」という。）と長野県松本美須々ヶ丘高等学校（以下「乙」という。）は、先に締結した「信州大学と長野県教育委員会との連携に関する協定書」（令和4年1月26日）に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1 この覚書は、甲及び乙の連携のもと、教育・人材育成、学術研究の分野等で相互に協力し、両者における教育の充実、有為な人材の育成及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2 甲及び乙は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- 一 教育・人材育成に関すること。
- 二 学校教育に関する学術研究に関すること。
- 三 施設の利用に関すること。
- 四 地域の活性化への貢献に関すること。
- 五 その他甲及び乙が必要と認める事項。

（実施）

第3 第2各号に掲げる事項の具体的な実施については、甲乙の合意に基づき別に定める。

（守秘義務）

第4 甲及び乙は、本覚書に基づく連携協力事項において知り得た個人情報等の秘密事項について、第5に定める有効期間及び有効期間終了後を問わず、相手方の事前の承諾なく第三者に提供若しくは遺漏し、又は第1に定める目的以外に利用してはならない。

（有効期間）

第5 この覚書は締結した日から発効し、有効期間は3年とする。ただし、甲及び乙は、その間の連携・協力内容を相互に確認し、甲乙の合意により更新することができる。

（細目）

第6 この覚書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの覚書に定めのない事項について必要が生じた場合は、甲乙が協議の上、定めるものとする。

上記覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、その1通を保有するものとする。

令和 6 年 3 月 19 日

（甲）信州大学教職支援センター長

（乙）長野県松本美須々ヶ丘高等学校長

平野 吉直 

久保村 智 